

福井県特別栽培農産物認証制度要綱

(目的)

第1 この要綱は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日4食流第3889号の農産園芸局長、食品流通局長及び食糧庁長官通達(以下「ガイドライン」という。))に基づいて福井県で栽培される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼の確保と生産者の生産意欲向上を図るとともに、福井県産農産物の生産振興と環境にやさしく持続的な農業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において「認証」とは、第8の規定により申請された農産物について、第5に規定する認証登録の要件に適合することを認め証することをいう。
- 2 この要綱において「とう精」とは、玄米もしくは麦を精白し、またはそばを製粉することをいう。
 - 3 生産者とは、栽培基準を遵守し、特別栽培農産物を生産する者をいう。
 - 4 栽培責任者とは、生産者が適切な生産および出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行う者をいう。
 - 5 確認責任者とは、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認する者をいう。
 - 6 小分け販売業者とは、栽培基準を遵守し認証を受けた農産物を、生産者から購入・集荷し、新たに小分けおよび包装を変え、認証マーク(シール等)(以下、「認証マーク」という。)を添付して販売する者をいう。
 - 7 小分け販売確認者とは、小分け販売の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、小分け販売等について指導を行う者をいう。
 - 8 精米確認者とは、とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、とう精等について指導を行う者をいう。
 - 9 栽培管理票とは、農産物に関する情報を伝えるため、当該農産物に添付する票片をいう。
 - 10 登録認証機関とは、福井県特別栽培農産物を認証することができる県が認めた機関をいう。

(対象農産物)

- 第3 認証の対象は、ガイドラインに基づいて県内に住所を有する者が県内の農用地で生産する特別栽培農産物とする。
- 2 認証の対象作物は、福井県が特別栽培農産物の表示の基準となる化学肥料窒素成分量慣行レベルおよび節減対象農薬の使用回数慣行レベルを策定しているものとする。

(認証区分)

第4 対象農産物の認証は、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 認証区分①

節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：栽培期間中不使用

(2) 認証区分②

節減対象農薬：栽培期間中不使用 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割以上減

(3) 認証区分③

節減対象農薬：当地比 5 割以上減 化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用

(4) 認証区分④

節減対象農薬：当地比 5 割以上減 化学肥料（窒素成分）：当地比 5 割以上減

(認証登録の要件)

第 5 認証登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 栽培基準を遵守した生産が行われ、認証農産物となることが確実であること。
- (2) 各農産物の栽培面積（1 品目 1 作型毎）は次のとおりとする。
 - ① 米・大麦・大豆・そばについては、10a（1,000 m²）以上
 - ② 野菜については、1a（100 m²）以上
 - ③ 果樹については、露地栽培で 5a（500 m²）以上、施設栽培では 1a（100 m²）以上
 - ④ その他作物については、福井県特別栽培農産物認証制度要領（以下、「要領」という。）別表 1 に基づく面積以上
- (3) 第 6 第 1 項に規定する栽培責任者および確認責任者が配置され、第 7 第 1 項および第 2 項に規定する役割が確実に履行されること。
- (4) 原則、3 人以上のグループもしくは生産組合、農事組合法人、有限会社、株式会社等グループ単位（以下、「申請グループ」という。）で届出、申請すること。
ただし、同一市町にグループ化できる者が他にいないなど、やむを得ない場合については、移行期間を設けるものとする。
- (5) 第 12 第 1 項に規定する現地検査の結果が適正であること。

(代表者、栽培責任者、確認責任者等の配置)

第 6 申請グループは、代表者および栽培責任者、確認責任者を配置しなければならない。

- 2 小分け業者は、小分け販売確認者を配置しなければならない。
- 3 第 8 の規定により認証された玄米をとう精する小分け業者は精米確認者を配置しなければならない。

(栽培責任者、確認責任者等の役割)

第 7 栽培責任者は、特別栽培農産物の生産者（以下「生産者」という。）が適切な生産および出荷を行うよう栽培管理又はその指導を行うものとする。なお、生産者は栽培責任者を兼ねることができるものとする。

- 2 確認責任者は、栽培責任者による栽培管理又はその指導が適切に行われていることを確認するものとする。なお、確認責任者は、確認内容の信頼性を高める上から、栽培責任者と同一でなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。
- 3 第 6 第 2 項の規定する小分け販売確認者は、認証区分に応じて、購入、集荷、小分け、出荷、販

売および認証マークの使用が適正に行われていることを確認するものとする。

- 4 県は、必要に応じて生産圃場および認証農産物の農薬残留分析を行うことができるものとする。
なお、申請グループは、農薬残留分析結果に基づき、認証区分の変更が必要となった場合、第10の規定により変更内容を農林総合事務所等に届出しなければならない。

(認証申請と認証)

- 第8 認証を受けようとする生産者は、生産を開始する前に認証申請書を作成し、グループの代表者に提出するものとする。
 - 2 グループの代表者は、各生産者の認証申請書を取りまとめ、確認責任者の確認を受けるものとする。
 - 3 確認責任者は、認証申請書の内容を確認し、適正と認められるときには、認証申請書に確認の年月日および氏名を付記し、押印するものとする。
 - 4 グループの代表者は、別に定める期限までに、住所地（団体にあっては主たる事務所の所在地）を所管する農林総合事務所または嶺南振興局（以下「農林総合事務所等」という。）に申請しなければならない。
 - 5 農林総合事務所等は、前項の認証申請書の内容を確認し、必要事項を登録し、流通販売課に報告するものとする。
 - 6 農林総合事務所等は、第4項の認証申請書に基づき、確認責任者への聴取調査等により現地検査を実施し、申請内容が認証登録の要件に適合すると認めるときは、その旨を申請グループに通知するとともに現地検査結果を取りまとめ、必要事項を登録し、流通販売課へ報告するものとする。
 - 7 流通販売課は、前項の現地検査結果に基づき、認証登録を行う旨を申請グループに通知するものとする。
 - 8 流通販売課は、第6項の現地検査結果に基づき、第1項の申請内容が認証登録の要件に適合しないと認めるときは、認証登録を行わない理由を付して申請グループに通知するものとする。

(小分け販売登録申請と登録)

- 第9 小分け販売業者は、小分け販売を開始する前に流通販売課に小分け販売登録申請書を提出しなければならない。
 - 2 流通販売課は、前項の申請が栽培基準を遵守した農産物の仕入れが確実に見込まれ、第2第6項、第6第2項および第3項に適合すると認めるときは、必要事項を登録し、その旨を小分け販売業者に通知するものとする。
 - 3 流通販売課は、第1項の申請が栽培基準を遵守した農産物の仕入れが確実に見込まれ、第2第6項、第6第2項および第3項に適合しないと認めるときは、小分け販売登録を行わない理由を付して小分け販売業者に通知するものとする。

(登録の変更および生産等の中止)

- 第10 第8第4項の規定により認証申請書を提出したグループは、認証申請書に記載した内容のうち、別に定める内容を変更または中止するときは、必要な書類を添えて変更内容を農林総合事務所等に

届出しなければならない。

- 2 第8第7項の規定により認証の通知を受けたグループ（以下「認証登録グループ」という。）は、申請書に記載した内容のうち、別に定める内容を変更または中止するときは、必要な書類を添えて変更内容を農林総合事務所等に届出しなければならない。
- 3 登録通知を受けた小分け販売業者（以下「小分け販売登録者」という。）は、申請書に記載した内容のうち、別に定める内容を変更または中止するときは、必要な書類を添えて変更内容を流通販売課に届出しなければならない。
- 4 農林総合事務所等または流通販売課は、第1項、第2項、第3項の届出が適正であると認めるときは登録の変更または抹消を行い、その旨を届出者に通知するものとする。
- 5 農林総合事務所等または流通販売課は、第1項、第2項、第3項の届出が適正でないとき、認証登録の変更を行わない理由を付して届出者に通知するものとする。

（登録の変更、取り消し）

- 第11 農林総合事務所等または流通販売課は、認証登録グループの認証登録、小分け販売登録者が不適当であると認めるときはその登録を変更または取り消すことができるものとする。
- 2 農林総合事務所等または流通販売課は、前項の規定により登録を変更または取り消すときは、登録変更または取り消しの理由を付して認証登録グループ、小分け販売登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 農林総合事務所等または流通販売課は、第1項の規定により登録を変更または取り消したときは、認証登録グループまたは生産者、小分け販売登録者に過失がないと認められる場合を除いて、その変更または取り消しの日から起算して3年以内の範囲で当該グループまたは生産者、小分け販売登録者の登録を行わないものとする。

（現地検査）

- 第12 農林総合事務所等は、確認責任者が行う生産状況等の確認の適否に関して現地検査を行うものとする。
- 2 流通販売課は、必要に応じて小分け販売登録者が行う小分け販売状況等の現地検査を行うものとする。

（表示方法）

- 第13 認証登録グループの生産者および小分け販売登録者は、認証された農産物、販売する農産物（以下「認証農産物」と総称する。）に栽培管理票を表示しなければならない。
- 2 特別栽培農産物の名称については、「特別栽培農産物」、「特別栽培〇〇（〇〇とは農産物の一般的名称とする。）」と記載するものとする。
- 3 認証登録グループの生産者および小分け販売登録者は、出荷容器または包装物に紛らわしい表示を行ってはならない。
- 4 認証マークは、認証農産物以外に表示してはならない。

(認証マークの使用期間)

第 14 認証農産物に認証マークを表示することができる期間は、現地検査完了後から販売が終了するまでとする。

(生産者等の役割)

第 15 生産者、認証登録グループおよび小分け販売登録者は、農林総合事務所等が開催する本認証制度に関する研修会等への出席、適正な生産、とう精、出荷・販売、購入、集荷、小分け出荷、品質管理および認証マークの使用に努めなければならない。

2 生産者、認証登録グループおよび小分け販売登録者は、生産、販売等に関する情報を消費者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。

3 認証登録グループ、認証登録グループの生産者および小分け販売登録者は、第 11 の規定による取消しにより損失が生じた場合、または消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負うものとする。

4 第 11 第 2 項の通知を受けた認証登録グループの生産者および小分け販売登録者は、当該認証農産物の回収または認証票表示の除去若しくは抹消を行うとともに、認証マークの使用を中止し、かつ、残存認証マークを処分しなければならない。

5 生産者は、生産にあたり、周辺農家等と十分に連携を図るものとする。

6 生産者は、特別栽培農産物の生産にあたり、農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成 22 年 4 月農林水産省生産局制定）に基づき、食品の安全確保、環境保全、労働安全を主な目的とする取組の実践に努めるものとする。

(販売業者等の役割)

第 16 福井県特別栽培農産物を扱う流通業者、販売業者等は、認証農産物を適正に流通させるとともに、消費者に対し認証農産物の生産に関する情報等を適切に提供しなければならない。

2 流通業者、販売業者等は、不正に認証マーク作成し使用してはならない。

3 流通業者および販売業者は、認証農産物の流過程において、化学合成資材の添加または処理が行われた場合、認証マークの表示を抹消しなければならない。

(生産者等への改善指導)

第 17 知事は、生産者、流通業者または販売業者等に対し、ガイドラインおよびこの要綱に従い、適正に栽培、流通が行われるよう改善指導を行うものとする。

(実績報告)

第 18 認証登録グループおよび小分け販売登録者は、別に定める場合を除き、認証登録または小分け販売登録を受けた翌年 3 月末までに、実績報告書に必要な書類を添えて農林総合事務所等に報告しなければならない。

(登録認証機関の登録)

第19 知事は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者を、登録認証機関として登録することができるものとする。

- (1) 県内に事務所を有する法人
 - (2) 認証に関する業務規程が定められていること。
 - (3) 認証業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより認証が不公正になるおそれがないこと。
- 2 登録認証機関の登録を受けようとする者は、知事に登録の申請をするものとする。
- 3 登録認証機関は、登録された日から起算して4年以上5年未満の間に、知事に更新の申請をするものとし、更新を受けなければ、その効力を失うものとする。
- 4 登録認証機関が行う事務手続等については、本要綱中の農林総合事務所等を登録認証機関に読み替えて実施するものとする。
- 5 登録認証機関は、申請結果および現地検査結果をとりまとめ、知事に報告するものとする。
- 6 知事は、登録認証機関が第1項の各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、認証に関する業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 知事は、登録認証機関が前項の改善命令に従わないときには、その登録を取り消すものとし、その取り消しの日から起算して3年以内の範囲で登録を行わないものとする。

(認証証明書の発行)

第20 知事は、認証登録グループの生産者に対し、発行申請書が提出された年産の認証証明書を発行できるものとする。

- 2 認証証明書の発行を受けようとするグループの代表者または生産者は、証明書の発行を申請するものとする。

(その他)

第21 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 なお、平成23年8月1日までに生産登録申請された農産物については、平成23年12月28日の改正前の要綱がなお効力を有するものとする。

附 則

- この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成13年 5月28日から施行する。
- この要綱は、平成13年12月 4日から施行する。
- この要綱は、平成15年 3月10日から施行する。
- この要綱は、平成16年 3月18日から施行する。
- この要綱は、平成16年11月30日から施行する。
- この要綱は、平成18年12月15日から施行する。
- この要綱は、平成19年12月25日から施行する。
- この要綱は、平成22年 1月 5日から施行する。
- この要綱は、平成22年12月 1日から施行する。
- この要綱は、平成23年 7月29日から施行する。
- この要綱は、平成23年12月28日から施行する。
- この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成24年12月14日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 元年 6月 1日から施行する。